

# 津波対策(1)



津波から命を守るためには、「強い揺れ、弱くてもゆっくりとした長い揺れを感じたら」…すぐに避難!!「揺れが無くても津波警報を見聞きしたら」…すぐに避難!!

## 津波警報・注意報

津波による災害の発生が予想される場合には、地震発生後、約3分で大津波警報、津波警報または津波注意報を発表します。その後「予想される津波の高さ」、「津波の到達予想時刻」等の情報を発表します。

マグニチュード8を超えるような巨大地震の場合

「巨大」という言葉を使った大津波警報で、非常事態であることを伝えます

- 巨大地震の場合は、正しい地震の規模をすぐには把握できないため、その海域における**最大級の津波を想定して**、大津波警報や津波警報を発表します。これにより、津波の高さを小さく予想することを防ぎます。
- このとき、最初の津波警報では、予想される津波の高さを、「**巨大**」、「**高い**」という言葉で発表して**非常事態**であることを伝えます。



「巨大」という言葉を見たり聞いたりしたら、東日本大震災クラスの津波が来ると思って、ただちにより高い場所に避難しましょう!

正確な地震の規模が分かった場合

予想される津波の高さを、1m、3m、5m、10m、10m超の5段階で発表します



「津波の高さ」は津波がない場合の海面からの高さです。津波が陸上で崖などを駆け上った高さは、津波の高さの何倍にも達することがあります。

## 津波に関する情報

津波警報の発表後、沖合や沿岸の観測点で観測した津波の高さや到達時刻を発表します。

- 高い津波が来る前は、津波の高さを「観測中」として発表します。
- 沖合で観測された津波の情報をいち早く伝えます。

## 津波警報・注意報の分類と、とるべき行動

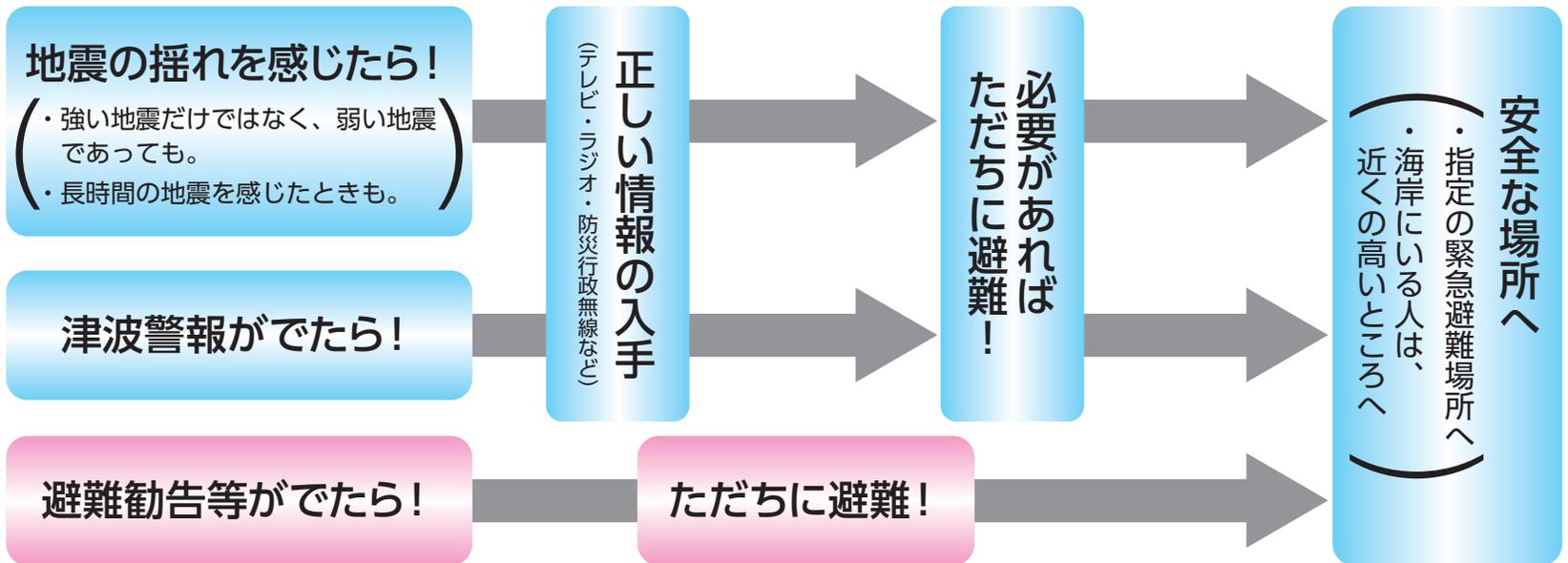
	予想される津波の高さ		とるべき行動	想定される被害
	数値での発表 (発表基準)	巨大地震の 場合の表現		
<b>大津波警報</b>	10m超 (10m<高さ)	<b>巨大</b>	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難タワーなど安全な場所へ避難してください。津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。
	10m (5m<高さ≤10m)			
	5m (3m<高さ≤5m)			
<b>津波警報</b>	3m (1m<高さ≤3m)	<b>高い</b>	ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう!	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。
<b>津波注意報</b>	1m (20cm≤高さ≤1m)	(表記しない)		海の中には人は、ただちに海から上がって、海岸から離れてください。津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしないでください。

※津波警報等の発表時には、各区分の**高い方の値**を、予想される津波の高さとして発表します。

(※気象庁ホームページより大部分を抜粋)

# 津波対策(2)

## 津波からの避難



## 避難する際の注意

<p>津波注意報でも、海辺や川べりには近づかないようにしましょう。</p>	<p>避難の際にはご近所にも声をかけあい、地域で協力し合う避難を心がけましょう。!</p>	<p>お年寄りや体の不自由な方などの避難に協力しましょう。</p>	<p>避難は脱げにくい運動靴で避難する。長靴は水が入ると動きにくくなるので、はかない。</p>
<p>津波は繰り返し襲ってきます。必ずしも第一波が最大とは限りません。少なくとも津波警報が解除されるまで警戒が必要です。</p>	<p>水深が浅くなるほど、津波の高さは高くなります。またV字型の湾では急激に高くなります。</p>	<p>陸上に遡上した津波も早いので、津波を見てからでは逃げられません。</p>	<p>避難の際は非常用持ち出し袋を背負い避難するよう、日頃から備えましょう。</p>

## 自主防災組織について

大地震および台風による洪水や土砂災害が発生すると、電話の不通、道路や橋の損壊、建物の倒壊・破損、断水、火災の連鎖などの被害による悪条件が重なり、防災関係機関の活動力は著しく低下することが予想されます。

災害による被害の防止又は軽減を図るためには、自分たちの地域は自分たちが守るという自助・共助の意識で地域住民が協力し合い、出火防止、初期消火、救出救護、避難誘導等を行うことが大切になります。

地域の事情は地域の住民がよく知っており、住民が連携して防災活動を実施するための組織「自主防災組織」が非常に重要視されてきています。

「自らの地域を守っていく」をテーマに、自治会等を中心に、皆さんの地域でも「自主防災組織」を結成しましょう。

自主防災組織は市にとっても防災関係機関となることから、結成した場合は防災管理課までご連絡をお願いします。また、自主防災組織の結成についての相談等も防災管理課で受け付けています。